

事 務 連 絡
令和4年10月25日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事 業 部

9月「価格交渉促進月間」についての中小企業への
フォローアップ調査について（協力依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、政府では価格交渉が頻繁に行われている時期である毎年3月と9月を、
「価格交渉促進月間」と位置づけ、発注側企業と受注側企業の価格交渉、価格
転嫁を促進しております。

この度、この取組をより実効的なものとするためのフォローアップとして、
15万社の中小企業に対する価格交渉・価格転嫁の状況等についてのアンケート
調査を9月26日から実施しており、中小企業庁より別添のとおり協力依頼
がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、会員企業の皆様に適宜周知
賜りますようお願い申し上げます。

【参考URL】

- ・（経済産業省ホームページ）

9月は「価格交渉促進月間」です！

<https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220824002/20220824002.html>

- ・（中小企業庁ホームページ）

「価格交渉促進月間(2022年9月)に関するフォローアップ調査」を実施して
います

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2022/220926chousa.html>

- ・ 下請中小企業振興法 振興基準ガイドブック

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/shinkou_guide_line.pdf

以 上

【 担当 】 事業部 山中

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

関係事業者団体 あて

9月「価格交渉促進月間」についての
中小企業へのフォローアップ調査に係る御協力依頼

平素より、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、ウクライナ情勢の変化による影響もあり、原油を始めとするエネルギー価格や、小麦などの食材を含めた原材料費が、昨年にも増して高騰し、その影響が長期化しております。こうした状況下において、下請中小企業へのしわ寄せを解消し、適切な価格転嫁等により、サプライチェーン全体でコストを分担していくことがますます重要となっています。

このため、中小企業庁では、今年3月に引き続き、9月も価格交渉促進月間と位置づけ、発注側企業と受注側企業との間の価格交渉、価格転嫁を促進しております。また、価格交渉促進月間の取組を実効的なものとするためのフォローアップとして、下請中小企業振興法に基づき、①中小企業15万社へのアンケート調査、②下請Gメンによる2千社への重点的なヒアリングを実施することとしております。

※下請中小企業振興法 第二十六条 国は、下請中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

15万社へのアンケート調査は、調査会社(株式会社NTTデータ経営研究所)に委託して実施しており、ハガキにて送付させていただいております。また、回答はスマートフォンやパソコン等からWEBフォームにてお願いしております。

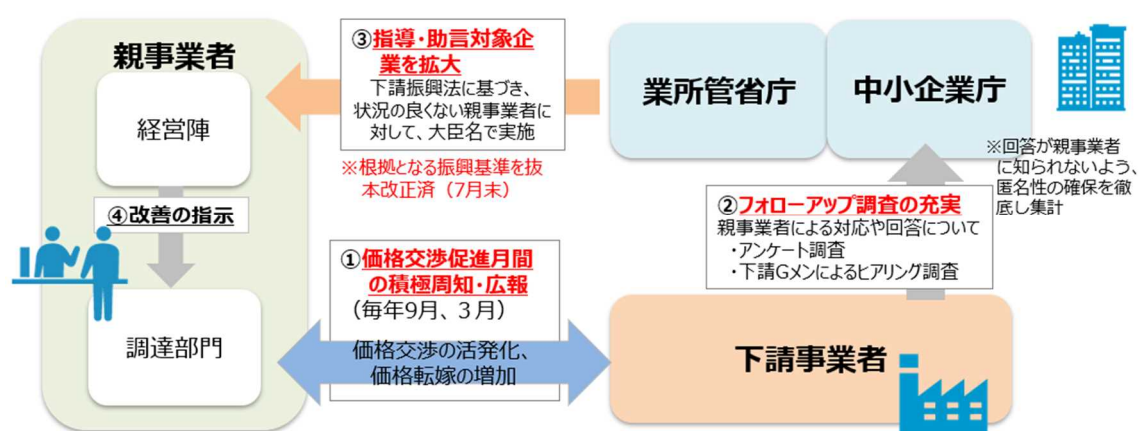
<御参考>代表的な質問例

- ・直近6ヶ月間における発注側企業との価格交渉の協議状況
- ・直近6ヶ月間の労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の価格転嫁状況

今回の調査は、取引先との関係では、日頃なかなか言い出せない価格交渉、価格転嫁の実情を政府にお伝えいただく貴重な機会にしたいと考えております。このため、なるべく多くの中小企業の方々に御回答いただきたく、中小企業団体の皆様からも、周知と御協力のお願いを改めて実施していただきたいと考えており、貴団体におかれましても、調査依頼ハガキを受領された会員企業に対して、積極的に御回答いただくよう、周知の御協力を御願い申し上げます。

なお、御回答いただいた内容は、本調査の目的のみに使用し、個別の企業、事業所名等が公表されることはなく、取引先企業に知られることもございません。また、発注側企業によって、回答いただいた受注側企業が特定されることが万が一にもないよう厳しく情報管理するとともに、情報の発信についても十分な匿名化の上、実施します。

また、本アンケート調査で得られた情報は、価格協議や価格転嫁の状況などについて、業種別にランキング化し公表するとともに、これらの状況の良くない親事業者に対しては経済産業大臣などの事業所管大臣から、下請中小企業振興法に基づく「指導・助言」を行うなど、産業界に対して価格転嫁を促すための施策に活用させていただきます。



※上記の指導・助言の発出に当たっては、回答いただいた企業が取引先から特定されるような事態を防ぐため、個社の回答のみをもって実施することではなく、複数社から同様の回答があった場合のみ実施いたします。

お忙しいところ恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、本アンケート調査にご協力賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 回答方法

【価格交渉促進月間（9月）に関するフォローアップ調査】の調査依頼ハガキを受領された会員企業におかれましては、ハガキに記載の【アンケート調査専用URL】または【QRコード】からアクセスし、同じくハガキに記載の【パスワード】を入力いただいた上、WEBフォームより回答してください。

所要時間は10分程度で、スマートフォンからも回答できます。

10月21日（金）までに御回答いただけますようお願いいたします。

2. アンケート調査に関する問い合わせ先（委託先）

所属：株式会社NTTデータ経営研究所

お問合せに関しては、下記電子メールアドレス宛てにご連絡をお願いします。

Email:kosyo@nttdata-strategy.com

お電話でのお問い合わせは以下の期間・時間帯で受け付けています。

(受付期間：9月26日～10月21日 月～金 9時30分～17時30分 ※祝日
を除く)

電話：0120-817-218

3. 本協力依頼文に関する問い合わせ先

所属：経済産業省 中小企業庁事業環境部取引課

担当：別木、木暮

電話：03-3501-1669

4. 参考URL

○3月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果について(6/22公表)

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220622002/20220622002.html>

○9月の価格交渉促進月間について(8/24公表)

<https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220824002/20220824002.html>

○9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査の実施について(9/28公表)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2022/220926chousa.html>

以上

＜前提情報＞

●問1. 貴社が受注側として取引先（発注側）としている企業のうち、年間の取引額の大きさ等から見て代表的な取引先企業（発注側企業）についてご回答ください。

※回答できる企業は1社から最大3社までとなります。

※取引先企業（発注側企業）は自社のグループ企業以外でお願いします。

＜発注側企業との価格決定方法について＞

●問2. 直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の協議についてそれぞれ御回答ください。（※直近6ヶ月間で当該発注側企業と複数回の価格交渉を行った場合、代表的なもの1回のみについて御回答ください。また、交渉の頻度が少なく、直近6ヶ月間に価格交渉を行っていない場合は、当該発注側企業と最後に行った価格交渉についてお答えください。）

1. コスト上昇分を取引価格に反映するために発注側企業に協議を申し入れ、話し合いに応じてもらった。もしくはコスト上昇分を取引価格に反映させるために発注側企業から協議の申し入れがあった。
2. コストが上昇していないため、協議を申し入れなかった
3. コストは上昇しているが自社で吸収可能と判断し、協議を申し入れなかった
4. 発注量の減少や取引中止を恐れ、協議を申し入れなかった
5. 発注企業に協議を申し入れたが、応じてもらえなかった
6. 取引価格を減額するために、発注側企業から協議を申し入れがあった。もしくは協議の余地なく一方的に取引価格を減額された

＜価格交渉の実施について＞

●問3. 直近6ヶ月間のそれぞれの費用（①コスト全般、②労務費、③原材料費、④エネルギーコスト）の上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。最も当てはまるものを1つご回答ください。

1. 10割
2. 9割
3. 8割
4. 7割
5. 6割
6. 5割
7. 4割
8. 3割
9. 2割
10. 1割
11. 0割
12. マイナス

13. コストが上昇していないため、価格改定の必要性なし

●問4. 当該発注側企業との価格交渉・転嫁において、発注側企業の取組の中で、特筆すべき事例（良い事例・悪い事例）があれば御回答ください。

①良い事例（自由記述）

※例：発注側企業から定期的に、「コスト上昇分を価格に反映させなくて大丈夫か」との照会を受けており、その都度、価格改定に応じてもらっている。

②悪い事例（自由記述）

※例：コストが上昇しているので価格交渉を申し入れたが、「そんなこと言うてくるのはあなた方だけだ」と一蹴され、価格交渉の協議にすら応じてもらえない。

●問5. 発注者に納める主な製品・サービスの原価・コストを以下の4つの費目に分けた場合（①労務費、②原材料価格、③エネルギーコスト、④その他の費用）、それぞれの費目は、コスト全体の約何割ずつになりますか。例：コスト全体が100円で、①労務費が約20円、②原材料価格が約40円、③エネルギーコストが約30円、④その他が約10円の場合、①2割、②4割、③3割、④1割）

1. 10割
2. 9割
3. 8割
4. 7割
5. 6割
6. 5割
7. 4割
8. 3割
9. 2割
10. 1割
11. 0割
12. 不明

●問6. 貴社・貴団体名を正式名称、代表者名、住所（市区町村まで可）についてお答えください。なお、回答内容については発注企業にお伝えすることは決してございませんので、ご記入いただきますと幸いです。

●問7. 貴社・貴団体の主たる事業内容について差し支えなければ教えてください。（回答は任意です）

●問8. 原価上昇分の適正な価格転嫁に向けた取組や施策検討の参考とするため、御回答の内容について後日詳細を伺わせていただく場合がございます。差し支えなければ、回答者様の所属・御名前・御連絡先をご記載ください。